

令和3年第11回真岡市教育委員会会議録

1. 招集日時

令和3年10月21日（木） 午後2時00分

2. 場 所

真岡市教育委員会教育委員室

3. 出席委員の氏名

(1) 教育委員会教育長	田 上 富 男
(2) 教育委員会委員（職務代理者）	杉 村 廣 子
(3) 教育委員会委員	大 島 克 弘
(4) 教育委員会委員	佐 藤 進
(5) 教育委員会委員	邑 楽 美智子

4. 委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名

(1) 教育次長	石 崎 慎太郎
(2) 生涯学習課生涯学習係長	増 山 隆 一
(3) 学校教育課総務係長	青 山 泰 也
(4) 学校教育課副主幹兼指導主事	保 坂 一 哉
(5) 学校教育課副主幹	道 脇 勇

5. 会議録の作成に当たった者

学校教育課主事 吉 田 一 生

6. 令和3年第11回真岡市教育委員会会議録署名委員として指名を受けた委員

佐 藤 進 委員
邑 楽 美智子 委員

7. 開会時間 午後2時00分

8. 令和3年第9回、第10回真岡市教育委員会会議録の承認

青山学校教育課総務係長が、会議録案を事前に送付した旨を説明し、審議の結果、原案のとおり承認された。

9. 教育長等の事務報告

石崎教育次長が、真岡市教育委員会教育長等の事務報告を行った。

10. 議 案

議案第31号「真岡市立図書館協議会委員の委嘱について」

増山生涯学習課生涯学習係長から、図書館法第15条及び真岡市立図書館並びに真岡市立二宮図書館の設置及び管理条例第6条の規定により、真岡市立図書館協議会委員の委嘱について説明し、審議となった。

審議の結果、原案のとおり承認された。

議案第32号「第68回真岡市教育祭被表彰者の決定について」

青山総務係長から、真岡市教育委員会事務委任規則の規定により、教育祭での被表彰者を決定するものであることを説明し、各種活動優秀児童生徒の内申について説明し、審議となった。

大島委員より、金賞が最も上位の賞なのかとの質問があり、青山総務係長から、最上位の賞である旨説明。

杉村委員より、今大会の上に全国大会があるのかとの質問があり、青山総務係長から、同大会が一番上の大会である旨説明。

審議の結果、原案のとおり承認された。

11. 報 告

報告第26号「令和3年度第2回真岡市小中学校における働き方改革推進委員会について」

保坂副主幹兼指導主事から、令和3年4月から7月の教職員の時間外勤務時間が45時間以上及び100時間以上の教職員の割合について説明。超過勤務の傾向として、教頭、主幹教諭及び教務主任の時間外勤務が多く、時間外勤務が多い教諭の固定化が見られることを説明。

学校毎の時間外勤務時間の月別平均時間の格差が、小学校で最大約30時間、最小で約24時間、中学校で最大約35時間、最小で約19時間あることから、時間外勤務時間の多い学校の教職員は、時間外勤務時間の少ない学校の教職員よりも、毎日1時間程度遅く退勤していることが判明したことを説明。

月の時間外勤務時間が45時間以上ある教職員の割合については、4月から6月期において、市全体の約7割の教員が該当している旨説明。

月の時間外勤務時間が100時間以上ある教職員の割合について、小学校では14校中9校、中学校では9校全てに該当者がいる旨説明。

また、参考までに、月の時間外勤務時間が100時間以上ある教職員の人数については、4月が49名、5月が40名、6月が49名、7月が31名で、4月から7月までに、計169名が該当している旨説明。このような勤務の教職員は固定化されており、毎月該当している教職員もいる。健康被害が懸念される状況で、早急な対応が必要であるため、精神科医から事務局に、時間外勤務100時間以上の教職員が0になるように指導する上で、対象教員を管理職が面接指導するとともに、市教委へも時間外勤務の内容を報告してはどうかとの提案があったことを説明。その他、学校の働き方改革の周知や広報に関すること、学校の時間外勤務時間の把握方法について説明をし、働き方改革推進委員の皆様から了承いただいた旨説明。

佐藤委員より、先生方に残業代は出るのかとの質問があり、保坂副主幹兼指導主事から、出ないことを説明。

同委員より、仕事が遅い人、効率が悪い人等多種多様だと思うが、市教委としては仕事を家に持ち帰ってやれということになるのかとの質問があり、保坂副主幹兼指導主事から、持ち帰ってやれということではなく、仮に持ち帰った場合も、時間外勤務時間を含めることになることを説明。

また、同委員より、ICTの推進やミライシードを導入して、先生方の働く効率をあげる取組をしているはずだが、それらがうまくいっていないのかとの質問があり、保坂副主幹兼指導主事より、ICTの活用は研究段階であり、今のところ先生方の働き方に必ずしも反映されている状況ではない旨説明。

石崎教育次長より、16時30分までという勤務時間が地域等に周知されていないため、保護者からの電話対応や面談等に遅くまで追われている。例えば授業が15時まで

あれば、残り僅かな時間で事務や教材研究を行わなければならないため、処理が間に合わず時間外勤務となっている旨説明。

佐藤委員より、教員の勤務時間や実態を保護者が知ることが重要であるとの意見が出た。

また、石崎教育次長より、コミュニティ・スクールの実施により、学校内部の事情を知ってもらう機会を増やすことが重要であることや、ＩＣＴ等で事務の効率化を図り、学校内部で改善していく必要があり、物理的な支援及び意識的な改革が必要であると考えている旨説明。

杉村委員より、校長のリーダーシップをもとに時間外勤務時間を減らしていこうとする取組があるが、先生の中には、そうは聞いていても仕事があるため、学校で仕事をすることが良くないとする風潮になってしまっていると思う。時間外勤務時間が多いことが絶対悪いわけではなく、市教委として学校毎に個別の対応をしてほしい。過日、合同訪問をしてみて、学校の教員が一生懸命やっていること、児童達がいきいきと学んでいることが見えたとの意見が出た。

石崎教育次長より、当該資料は学校に戻すのかとの質問があり、保坂副主幹兼指導主事から、市教委から各学校への情報の還元方法だが、現在学校順で並んでいるデータを時間外勤務時間順に並べ替え、該当学校以外を消し、送付することで、自校の位置を把握してもらう。また、あわせて学校が努力している点について記入した資料を送付し、さらなる働き方改革に向けた取組を学校に依頼する旨説明。

邑楽委員より、今回の資料は第２回であるため、第１回もやっていると思うが、この資料を見た際、特に４月は新型コロナウイルス感染症対策に、先生方が対応に多くの時間を掛けていると思う。新型コロナウイルスが話題になってきた前回と比較し、時間外勤務時間は減少しているのかとの質問があり、保坂副主幹兼指導主事から、昨年度の同時期との単純比較では、一斉休業中のため比較できないが、一斉休業明けのコロナ禍での学校運営期間と比較すると、特段変化はない状況である旨説明。

また、同委員より、中学校の先生は部活動の指導があり、その後に事務処理を行うとなるとどうしても退勤時間が遅くなってしまう。部活動の外部指導者制度の活用、先生方の意識改革が必要であるとの意見があった。

石崎教育次長より、部活動の外部指導者は何校かに導入しており、今後も学校と外部指導者のマッチングを推進していく。１０年前と比較すると、働き方改革により、お盆休みが連続で取得できるようになったことや、留守番電話を導入したこと等、少しずつ改善している旨を説明。

大島委員より、提示資料は直近であるが、中長期的に分かる資料はあるのかとの質問があり、保坂副主幹兼指導主事から、正確な統計を取り出したのが昨年度であるため、それ以前のものは無い旨説明。

杉村委員より、時間外勤務時間の記録を取り出したということは、何らかの目標があると思うが、学校にいる時間が短いことが良いとは一概に言えない。例えば先生方の雑談の中で、児童生徒の情報を共有し、指導につながるヒント等を得られる場合もあるため、早く帰れとの指導のみでは、一人で抱え込んだり、心身の問題を解決できないまま過ごしてしまったりすることもあるため、今後この調査をどう理解し、どのようなことを先生方に分かって欲しいのかをよく考えてもらいたいとの意見が出た。

保坂副主幹兼指導主事から、真岡市教職員働き方改革推進プランを令和２年度に示しており、その中では、在校等時間から条例で定める勤務時間を減じた時間、すなわち業務として学校長から命じた時間を減じた時間を一月で４５時間以内または一年間３６０時間以内としている旨説明。

また、在校等時間の捉え方は、業務にあたっている時間であり、先生方同士の情報共有や指導を受ける時間は、減じている旨説明。また、今後については、条例等で示され

ているものであるため、健康問題のこともあるので、達成できる数字として、改善していきたいと考えていることを説明。

田上教育長より、時間外勤務手当が出ないとの話になっているが、実際は4%の調整手当が出ている。これは昭和30年代の教員の残業時間の実態から算出され、それが現在もずっと続いている。働き方改革においては、実際、意識改革が学校内で起きており、学校長が残っていても早く帰る等している。杉村委員が心配しているとおり、単に時間外勤務の時間を削減することで、学校の教育の質が低下しないようにすることが重要であり、大事なところまでカットしないよう市教委で実態を把握しながら進めていくことを説明。

その他異論及び意見はなく報告は終了した。

12. その他

(1)令和3年12月の教育委員会の開催について

青山総務係長から、12月の開催日程案について、12月20日（月）午前9時を提案し、協議の結果、12月20日（月）午前9時に決定される。

13. 閉会時間 午後2時40分

以上のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年11月29日

教育長

教育委員

教育委員